

(仮 訳)

2021年8月13日

証券監督者国際機構

日本証券業協会

IOSCO 市中協議報告書「資産運用におけるサステナビリティ関連の実務、方針、手続及び開示に関する提言案」に対する意見について

日本証券業協会¹は、証券監督者国際機構（IOSCO）が2021年6月30日に公表した市中協議報告書「資産運用におけるサステナビリティ関連の実務、方針、手続及び開示に関する提言案」に対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝いたします。

本協会は、気候変動と環境、社会、ガバナンス（ESG）リスクの重大な経済的および財務的影響に対する認識が高まっていることを理解し、そのような課題にこれまでも取り組んでまいりました。今回、そのような新たな課題に対応するために、IOSCOが、素晴らしいイニシアチブをとり、ご尽力されていることに敬意を表します。

市中協議の結果、新たに定められるこれらの提言の内容について、地域間の公正性が保たれ、また、定義が明確になるよう、一部の会員証券会社から寄せられたコメントを提出いたします。これらのコメントを、これらの提言のさらなる検討において、十分に考慮していただきますようお願いいたします。

記

質問4：証券規制当局や政策立案者は、適用可能であれば、サステナビリティ関連の特性を促進する商品と比較して、サステナビリティ関連の投資目的がある商品に対して、異なる開示要件を設定することを検討する必要があるか？ もしそうであれば、上記の開示事項のどれについて要件を変更すべきか、そしてどのように変更すべきか？ さらに、もしそうであれば、証券規制当局や政策立案者は、必要に応じて、商品がサステナビリティ関連の特性と比較して、サステナビリティ関連の投資目的があるかどうかを判断するためのしきい値またはその他の基準を具体化することを検討する必要があるか？ また、しきい値または基準とは、どのようなものであるべきか。

¹ 日本証券業協会（日証協）は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認定された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約490社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関から組織されている。

(回答)

「サステナビリティ関連の特性を促進する商品」と「サステナビリティ関連の投資目的がある商品」という区分けの考え方は、EUのサステナビリティ開示規制（SFDR）における区分けの考え方を参照したものとみられます。この区分けの是非を巡ってはEU域内においても、いまだ議論が継続していると認識しております。

そのためIOSCOにおいて国際的に合意でき、多くの市場参加者が利用可能な区分けを整理していただくことを期待しています。その結果、市場参加者間での理解が進めば、市場での活用が進むものと期待しております。

ただし、IOSCOにおいて、何がサステナブルな金融商品かを検討する際に、ひとつの法域の考え方がそのまま反映されることは、慎重に検討されるべきであると考えます。

以 上